

砺波市農業委員会 9月総会議事録

開催日時 令和7年9月5日（金）午前9時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 20名

2番	堀田 敬三	13番	森田 修
3番	吉田 一馬	15番	飯田 輝一
5番	林 政樹	18番	土田 英雄
6番	前野 久	20番	満保 雅春
7番	石田 智久	21番	今井 久人
8番	鴨井 克之	22番	松原 光雄
9番	川邊 洋	23番	黒田 英嗣
10番	舘 和香子	27番	齋藤 徹
11番	樋掛 雅彦	28番	片山 雅喜
12番	田嶋 和樹	29番	水野 勢津子

欠席した委員 9名

1番	西原 登	19番	中村 栄克
4番	柴田 泰利	24番	山本 渉
14番	松浦 正一	25番	小幡 直也
16番	飯田 真紀	26番	源通 一郎
17番	亀永 理恵		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 小西 啓介 主幹 大石 哲也 主任 深尾 芽生

付議案件

議事

- 1) 議案第20号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請
に対し意見決定について
- 3) 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定
転用許可申請に対し意見決定について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

その他

(開会9:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度・砺波市農業委員会9月総会」を開会いたします。

会議に先立ちまして、川邊会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会長 ご苦勞様です。お忙しい中総会に出席いただきましてありがとうございます。

さて、先日から米の概算金の発表がありました、今までにない高い金額となっており、農家にとっては農業収入が増加することが見込まれると思います。そこで、ぜひ農業者年金への加入をお勧めしていただきたいなと思います。農業者のみなさんの老後の生活安定のためにも、未加入の方に収入が増えて余剰があるときに積み立ていただいたり、現在加入されている方でも掛金を一時的に増額することもできますので、委員のみなさまから未加入者、加入者にお声がけいただきたいです。簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中20名のご出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号28番 片山 雅喜委員・議席番号29番 水野 勢津子委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第20号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。

今月の案件は、1件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1は、譲受人は、たまねぎの生産のため、農地を譲り受けます。
譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」
「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可
条件を満たしています。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第20号」につきまして、
ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 森田委員、どうぞ。

森田委員 譲受人は主にタマネギの加工販売を行っていますが、自社でも今後タマ
ネギ生産を行っていきたいということで農地の取得する話がまとまりま
した。ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第20号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第21号 農地法第5条第1項の規定による所有権
移転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。
申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」
になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。申請者は、

市内で電機関連の事務所がありますが、事業拡大に伴い事務所等に近い申請地において、新たに事業所等を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添資料の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請者は、生活及び交通の利便性が高い市街地において住宅建築を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第21号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 林委員、どうぞ。

林 委 員 2番について、譲渡人は工務店事業を行っており、元は宅地だった申請地に事務所がありました。平成25年換地の土地区画整理事業のときに道路の拡幅で敷地が足りなくなったことから事務所を移転し、区画整理により移転先と土地の交換をしたことで申請地の地目が畑となりました。元は事務所があったところだったため地目を宅地と思い込み、住宅の建築工事を進めましたが、所有権移転の手続きを進めようとしたところ農地のままであることが判明したため工事を中断し、転用申請手続きを行うものです。ご承認よろしく願います。

川邊委員 1番について、土地改良区等の同意や排水対策についてどうなっている
(議長) のでしょうか。

事 務 局 砺波市土地改良区、庄西用水土地改良区から転用について同意を得ています。また、用水土地改良区からは雨水排水調整機能の設置を条件付けられています。そのため、敷地のうち北側にある駐車場・資材置場に雨水調整機能を持たせる計画です。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第21号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして「議案第22号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・
使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願
います。

事 務 局 議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。
申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」
になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当し
ます。申請者は、生活及び交通の利便性が高い市街地において分家住宅を
計画しています

(議案書番号2朗読)

別添資料の16ページから20ページまでと併せてご覧ください。
申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」
になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当し
ます。申請者は、生活及び交通の利便性が高い市街地において共同住宅
などを計画しています。

(議案書番号3朗読)

別添資料の21ページから25ページまでと併せてご覧ください。
申請地は農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区
分は「農用地」になります。農地転用の許可基準は、「農用地区域内農地
の一時転用」に該当します。砂利採取は、令和7年10月から令和9年
9月までとされており、深さは10m、採取量は約129,467m³の
計画です。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第２２号」につきまして、
ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 ３番について、申請地近辺で現在砂利採取を行っていますがそろそろ終了
予定です。需要がまだあることから新たに採取を行いたいということで、
東へ１００メートルほど離れた申請地で砂利採取を行うものです。ご承認
よろしくお願いします。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第２２号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第１号から報告第２号について、事務局より説明願います。

事 務 局 （報告第１号・第２号説明）

議 長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせて
いただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

（閉会９：２５）